

## 迷惑行為はやめましょう！

あなたの何気ない行為で、誰かが嫌な思いをしているかもしれません。

**ごみのポイ捨て、ペットのふんの放置、大きすぎる音楽やテレビの音：**  
「ちよっとくらい」という気持ちですが、みんなの迷惑になってしまいます。

一人ひとりが思いやりを持ち、他人の迷惑にならないよう、意識して行動することが大切です。

「禁止されているからしなう」のではなく、「他の人が嫌な思いをするからし

ない」という気持ちで、誰もが暮らしやすい高山市にしましょう。

\*岐阜県には迷惑行為防止条例があります。嫌がらせ行為は、場合によっては懲役や罰金の対象になります。

問合せ 生活環境課

☎35-3338



あなたのそれ、  
**迷惑**  
になっていませんか？



やめよう迷惑行為

## マイマイガの幼虫防除にご協力を

昨年の7月以降、市内で多数のマイマイガが確認されました。

市有施設の卵塊は一斉駆除しましたが、2〜3年間はこの状況が続く可能性があり、警戒が必要です。

各家庭や店舗でも、壁などに付着した卵塊を発見した場合は、駆除してください。

なお、昨年産み付けられた卵塊は、4月から5月にかけて孵化することが予想されます。孵化した幼虫を発見し

た場合は、ガムテープに貼り付けて駆除するか、蛾類用の殺虫スプレーで駆除してください。

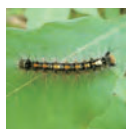
ご協力をお願いします。

\*羽根についている鱗粉や、卵塊を覆っている鱗毛が肌に触れるとかぶれなどを起こすことがあります。駆除する際は十分にご注意ください。

問合せ 生活環境課

☎35-3338

広報ID 1001294



## 無料可燃ごみ処理券回収にご協力を

余った令和3年度の無料可燃ごみ処理券(だいだい色)は、4月から5月にかけてPTAや保育園の保護者会などが回収します。

回収している団体は地域ごとに異なります。回収方法などは、実施団体に確認のうえお預けください。その際はバラバラにせず、1シート10枚の台紙のままお渡しください。

各団体には、回収枚数に応じた報酬金が市から交付され、それぞれの団体の活動に役立てられます。

問合せ 生活環境課 ☎35-3338



▲六角形の無料不燃ごみ処理券は回収の対象外です。切り分けて、可燃ごみとして処分してください。

